

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
34	合志市 健康管理システム(母子保健) 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

合志市は、母子保健関係業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

合志市長

## 公表日

令和8年3月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健関係事務
②事務の概要	母子保健法に基づく、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出及び未熟児の訪問指導に関する事務。養育医療の給付と費用の徴収に関する事務。 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 申請については、窓口で受け付けるとともに、マイナポータル(※)を利用した電子申請によっても行う。(マイナポータルのサービス検索・電子申請機能での受領。) ※国が運営するインターネット上のサイト
③システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム 中間サーバー、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
乳幼児管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表の第70項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 【情報照会の根拠】 第2条の表95項、96項 【情報提供の根拠】 第2条の表42項、48項、71項、80項、102項、125項、161項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども部 こども家庭課
②所属長の役職名	こども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市長公室企画課 096-248-1813
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市長公室企画課 096-248-1813
⑨規則第9条第2項の適用	[ ]適用した
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月2日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月2日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>[            十分である            ]</span> <div style="text-align: right;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
8. 人手を介在させる作業	
[            ] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>[            十分である            ]</span> <div style="text-align: right;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに基づき、マイナンバーの取得は申請者本人から取得することを原則としている。特定個人情報の記載がある申請書等は施錠できるキャビネットに保管することを徹底していることから、「十分である」と判断した。</p>

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている      ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策      [ <input type="checkbox"/> ]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策      ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である      ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の記載がある申請書等を取り扱については事務所外へ持ち出さないよう徹底するとともに、施錠できるキャビネットへの保管を徹底している。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月16日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステム	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条	事後	
令和3年8月16日	I 関連情報 1.特定個人情報の開示・訂	総務部企画課 096-248-1813	市長公室企画課 096-248-1813	事後	
令和3年8月16日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取	総務部企画課 096-248-1813	市長公室企画課 096-248-1813	事後	
令和4年1月13日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取	総合健康管理システム	健康管理システム	事後	
令和4年1月13日	II しい値判断項目 1.対象人数	平成31年2月28日時点	令和4年1月13日時点	事後	
令和4年1月13日	II しい値判断項目 2.取扱者数	平成31年2月28日時点	令和4年1月13日時点	事後	
令和5年3月9日	II しい値判断項目 1.対象人数	令和4年1月13日時点	令和5年3月9日時点	事後	
令和5年3月9日	II しい値判断項目 2.取扱者数	令和4年1月13日時点	令和5年3月9日時点	事後	
令和5年3月9日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取	母子保健法に基づく、(略)徴収に関する事務。	母子保健法に基づく、(略)徴収に関する事務。	事前	
令和5年3月9日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取	健康管理システム	健康管理システム、統合宛名システム 中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事前	
令和6年3月18日	II しい値判断項目 1.対象人数	令和5年3月9日時点	令和6年3月18日時点	事後	
令和6年3月18日	II しい値判断項目 2.取扱者数	令和5年3月9日時点	令和6年3月18日時点	事後	
令和7年2月20日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	母子保健法に基づく、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出及び未熟児の訪問指導、養育医療の給付と費用の徴収に関する事務。 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 申請については、窓口で受け付けるとともに、マイナポータル(※)を利用した電子申請によるもの。 (マイナポータルのサービス検索・電子申請機能での受領。) ※国が運営するインターネット上のサイト	母子保健法に基づく、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出及び未熟児の訪問指導に関する事務。養育医療の給付と費用の徴収に関する事務。 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 申請については、窓口で受け付けるとともに、マイナポータル(※)を利用した電子申請によるもの。 (マイナポータルのサービス検索・電子申請機能での受領。) ※国が運営するインターネット上のサイト	事後	
令和7年2月20日	I 関連情報 3.個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一 第49項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条	番号法第9条第1項別表の第70項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の第40条	事後	
令和7年2月20日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号別表第二 第26項、第56の2項、第70項、第87項	番号法第19条第8号に基づく主務省令【情報照会の根拠】第2条の表95項、96項【情報提供の根拠】第2条の表42項、48項、71項、80項、102項、125項、161項	事後	
令和7年2月20日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署	①健康福祉部 健康づくり推進課 ②健康づくり課長	①こども部 こども家庭課 ②こども家庭課長	事後	
令和7年2月20日	II しい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和6年3月18日時点	令和7年2月20日時点	事後	
令和7年2月20日	II しい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年3月18日時点	令和7年2月20日時点	事後	
令和7年2月20日	IVリスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年2月20日	IVリスク対策 3.特定個人情報の使用	①特に力を入れている ②特に力を入れている	①十分である ②十分である	事後	
令和7年2月20日	IVリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年2月20日	IVリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続	①特に力を入れている ②特に力を入れている	①十分である ②十分である	事後	
令和7年2月20日	IVリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年2月20日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業	なし	項目追加	事後	
令和7年2月20日	IVリスク対策 10.従業者に対する教育・啓発	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年2月20日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる	なし	項目追加	事後	
令和8年3月2日	II しい値判断項目 1.対象人数	令和7年2月20日時点	令和8年3月2日時点	事後	
令和8年3月2日	II しい値判断項目 2.取扱者数	令和7年2月20日時点	令和8年3月2日時点	事後	